

南海トラフ地震臨時情報に関する 地震保険の対応

令和 7 年 5 月 23 日
財 務 省

これまでの研究会における議論の経緯等

「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和2事務年度）」（令和3年6月）（抄）

1. 南海トラフ地震臨時情報に対する地震保険の対応について

（略）

臨時情報と警戒宣言の法令上の位置づけや情報の確度及び防災対応における相違や、地震保険PT報告書の整理を踏まえると、**加入制限の適用範囲を臨時情報に拡大することは慎重に考えるべきである。**

（中略）

また、臨時情報発表時には、厳密な地震発生リスクが不分明な中で加入申込みが大きく増加する懸念もある。他方で、地震保険の既加入者が多いほど臨時情報発表後の駆込み加入者は減ると見込まれる。こうした点を踏まえると、**地震保険制度の強靱性に資するとの観点から、平時に強靱性の一層の確保につながるような形で加入促進を図ることが重要**である。このため、例えば、**付帯率の低い地域の加入に力を入れる**など、地域に着目して加入促進を図ることや、関係省庁等や金融機関、不動産関連の事業者や団体等と連携し、多様なチャネルを通じて幅広い層に対して普及を進めていくことが重要である。

（参考）令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震への政府対応

- 令和6年8月8日16時42分にマグニチュード7.1、深さ31km（暫定値）の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測。
- 8月8日17時00分に、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、17時30分に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催。南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表、政府としての「特別な注意の呼びかけ」開始（8月15日17時00分終了）

※内閣府「令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震に伴う南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた政府の対応等について」（令和6年9月9日）を基に作成。

(参考) 南海トラフ地震臨時情報の発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、もしくは観測された異常な現象の調査結果を発表する場合、「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。
- 発表される臨時情報には、条件に従ってキーワードが付記される。（令和6年8月の発表は「巨大地震注意」）

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1力以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、<u>モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合</u>（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合